

# 1 本指針について

## 1) 策定の背景と目的

小笠原諸島は、東京から南に約1,000キロメートル離れた太平洋上に点在し、各島は誕生してから大陸とつながったことがない海洋島であり、独自の進化を遂げた動植物の固有種や希少種の宝庫である。「小笠原（父島・母島）における景観に配慮した公共施設整備指針」（以下「本指針」という。）を策定した背景として、このような小笠原の自然環境を人類共通の財産として保全・保護していくために、国や東京都及び小笠原村は世界自然遺産登録を目指していることがあった。

また、本諸島は、太平洋戦争による島民の本土への強制疎開、戦後の米国による統治を経て、昭和43年に我が国へ返還となって以来、復興・振興事業により多くの生活基盤、産業基盤が整備され、着実に島民の生活環境の向上が図られてきた。しかし、その一方で、小笠原らしさを意識したまちづくり、あるいは小笠原特有の自然や周辺環境との調和を意識した施設整備等には、これまでも取り組んできたが、必ずしも十分ではない面もあったことから、周辺との調和を欠いた建築物の設置などといった状況も散見される。

世界自然遺産への登録をはじめ、今後行われる高速交通アクセス手段の確保や観光振興策の充実等に伴い、魅力ある小笠原の自然を求める多くの観光客の来訪が期待される状況の中、このような景観課題への適切な対応策として「小笠原ルール」づくりが必要である。

小笠原村では道路、公園、学校、小笠原住宅などの公共施設が街中空間の主要な部分を占めている。これらの公共施設は村民の暮らしや来島者の活動を支える基盤となるだけでなく、良好な景観を備えることによって人々に快適さや安らぎをもたらし、村の風格を支える良質な社会資本となる役割も担っている。このため機能性や安全性の確保を前提としつつ、景観形成における役割を積極的に担い、村の景観形成に資するように整備・管理することが重要である。

本指針は、東京都及び小笠原村自らが実施する場合はもとより、国、電気・通信事業者など（以下「公益事業者等」という。）が施行者となって公共・公益施設を整備する事業において、景観に関する適切な配慮を行うための方針として定めるものである。

## 2) 更新の目的

平成20年6月に本指針を策定して以来、小笠原諸島が平成23年6月に世界自然遺産に登録されたことや、それに伴い観光客が増加したこともあり、ますます世界自然遺産にふさわしい景観形成の必要性が増してきている。

今回の更新では、本指針策定時の検討委員からの意見を取り入れるとともに、本指針に沿って行った事業の事例を掲載するなど、景観に関する適切な配慮が行いやすいように内容の更新を行った。

### 3) 対象施設の定義

父島及び母島の全域において、国、東京都、小笠原村、公益事業者等が施工する土木建築に関する事業に係る公共・公益施設のうち、小笠原の景観形成に影響を及ぼす施設を対象とし、施設の新設・改修時に本指針の内容に配慮して進めることとする。

具体的な対象施設は以下のとおりである。

#### (1) 都市基盤施設等

##### ①道路施設

- ア) 車道及び歩道
- イ) 街路樹
- ウ) 擁壁
- エ) 橋りょう
- オ) トンネル（坑口）

##### ②河川

- ア) 護岸

##### ③港湾施設

- ア) 護岸・係留施設

##### ④公園

- ア) 広場
- イ) 眺望施設・休憩施設
- ウ) 園路

##### ⑤工作物

- ア) 設備類
- イ) 宅地造成擁壁

#### (2) その他施設

##### ①安全施設（柵・ガードレール／照明器具）

##### ②サイン

##### ③駐車スペース・駐輪スペース

#### (3) 建築物

### 4) 本指針の位置付けについて

本指針は、父島及び母島において公共・公益施設整備が景観に与える影響の大きさに鑑み、東京都及び小笠原村が共同して作成したものである。

通常、各担当所管では公共・公益施設を計画、整備又は管理・改修する際には、それぞれが持つ整備基準等を基本として取り組むが、それらに付け加えて、本指針は、世界自然遺産登録地としてよりふさわしい両島の景観を創造、維持、保全するために、自主的に配慮すべき事項として取りまとめている。

具体的には、「東京都景観条例」「東京都景観計画」「公共事業の景観づくり指針」「道路

工事設計基準」「港湾の施設の技術上の基準・同解説」等、各種設計基準や既存の計画を基本に、小笠原の特性や環境条件を反映した内容となっている。

これまでの小笠原独自の公共施設等の整備に関する取組としては、世界自然遺産の国内候補地指定を契機に、東京都が発注する公共事業の実施計画・設計、施工、維持管理に関して、小笠原諸島における自然環境や景観等への影響を極力低減するために、公共事業の実施に際して配慮する事項として「小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針(以下「環境配慮指針」という。)」が定められている。環境配慮指針のうち、景観部分については、本指針を適用する。

一方、対象地域のうち自然公園法に基づく小笠原国立公園内では、既に、開発行為の許可基準(同法施行規則第11条)や小笠原国立公園管理計画で、景観を含めた基準化が行われているため、その基準等に基づく行政指導があった場合にはこれに従うものとする。なお、色彩基準等のより詳細な内容については、本指針を適用する。

また、平成17年12月には、小笠原村が民間の建築物を対象とした「小笠原まちなみ景観ガイドライン」を公表し、その内容についても徐々に島内に浸透し始めている。

主に公共施設を対象とする本指針においても、村のガイドラインとの整合を図りつつ、民・公が一体となって良好な街並み景観創出につなげていくことを目指していく。

なお、小笠原の父島二見港周辺は東京都景観計画に基づく景観形成特別地区に指定されており、民間施設、公共施設を問わず指定に基づく景観形成基準による景観誘導が行われている。本指針においては、公共施設の重要性を踏まえ、景観形成基準では対象としない要素についても指針化を行い、望ましい景観誘導を図るものである。

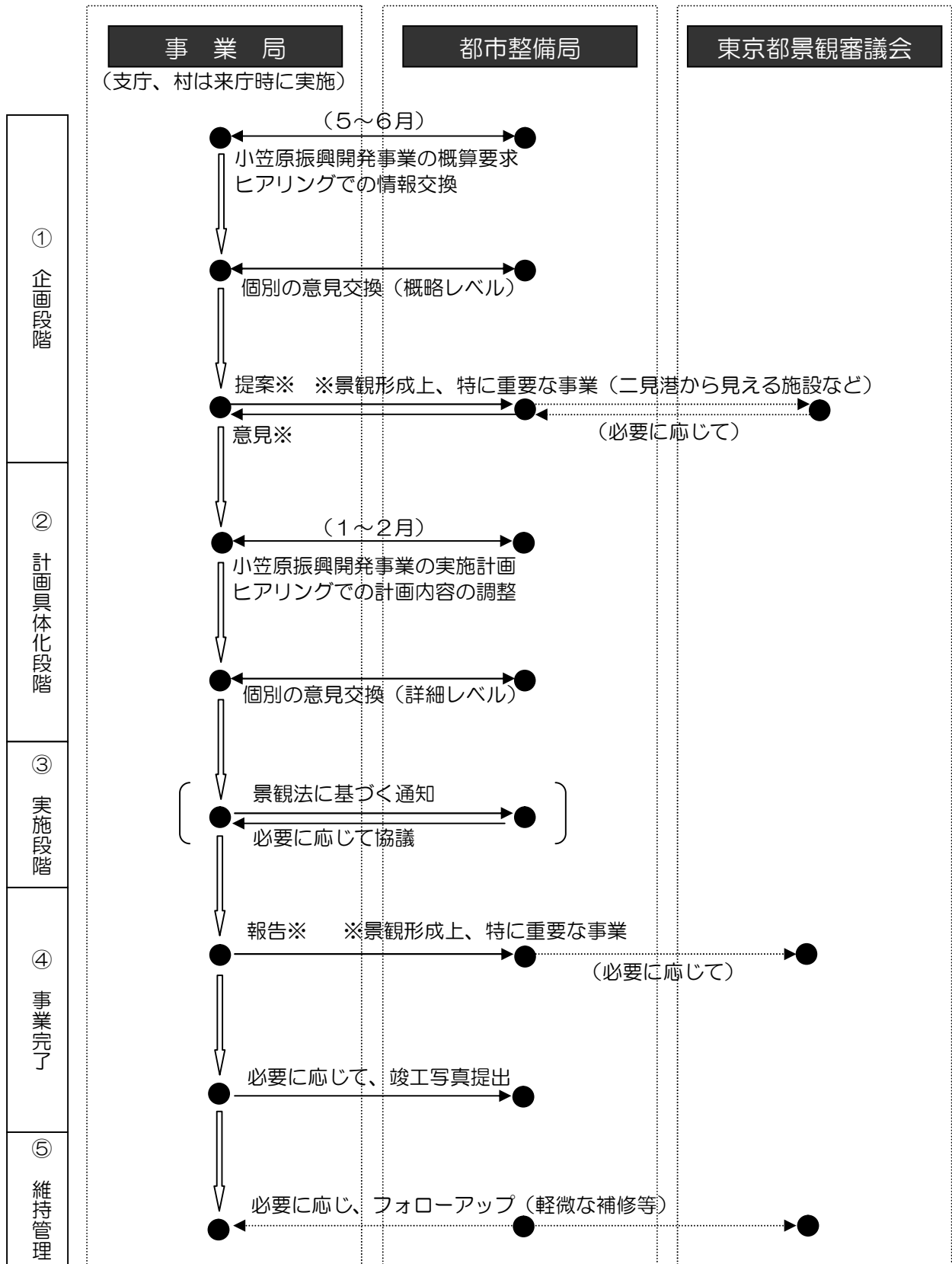
また、本指針は今後、景観・環境及びその他関連する施策等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

## 5) 本指針の運用について

本指針を適用するに当たっては、P.4「運用フロー図」及びP.5「適用判断フロー図」を参考にすること。

<運用フロー図>

公共・公益施設などは、景観に与える影響が特に大きいことから、整備、補修などの構想、企画段階から、規模の小さいものも含め、各施設の景観への影響の大小に応じて、必要な意見交換を行うこととする。



<適用判断フロー図>

